

計画の趣旨

・市内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの

法的根拠

- ① 子ども・子育て支援法第6 1 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ② 次世代育成支援対策推進法第8 条に基づく市町村行動計画

釧路市での計画策定の経緯

第1期釧路市
子ども・子育て
支援事業計画
(平成17～26年度)



第2期釧路市
子ども・子育て
支援事業計画
(令和2～6年度)



第3期釧路市
子ども・子育て
支援事業計画
(令和7～11年度)

※釧路市次世代育成支援対策地域行動計画は、釧路市子ども・子育て支援事業計画に包含

計画の策定方法

- ・計画期間における【量の見込み】を踏まえ、【確保方策】を定める

【量の見込み】（現在の利用状況 + 利用希望）

区 分	量の見込み	確保の状況
教育・保育 （保育所・認定こども園・幼稚園、 地域型保育事業所 等）	子どもを持つ家庭の <u>施設の利用状況＋利用希望</u>	施設の利用定員
地域子ども・子育て支援事業 （※）	子どもを持つ家庭の <u>各事業における利用状況＋利 用希望</u>	各事業における利用可能人数 等

※①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業
⑩病（後）児保育事業 ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 等

【確保方策】（確保の内容 + 実施時期）

- ・量の見込みと確保の状況を比較し、提供体制の確保の内容及びその実施時期について定める

ニーズ調査（アンケート調査）

・ 量の見込みを把握するため、子育て家庭を対象として調査を実施

<調査対象> ① 就学前児（2, 400人）、② 小学生（2, 600人）

<回答方法> ① 調査用紙を郵送で返信、②WEBによる回答

<回答率> 40%を想定

今後のスケジュールについて（予定）

令和5年度

【第2回】計画の策定について【今回】

令和6年度

【第1回】ニーズ調査結果報告

【第2回】計画骨子（案）、量の見込みの算出

【第3回】計画素案

【第4回】パブリックコメントの結果報告、計画案の確定

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められました。

○「こども基本法」の理念

(国の資料より抜粋)

- ・すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- ・すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること

○「こども」について

- ・こども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートがなくならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「こども」としている。

○「こども施策」について

- ・大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
(例：居場所づくり、いじめ対策など)
- ・子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
(例：働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など)

等

(以下、国の資料より抜粋)

Q こども施策といっても幅広いが、どの施策に関してこどもの意見を聴く必要があるのか。

A 意見聴取のテーマをどのように設定するか、どのような手法で、どの程度の頻度で意見を聴くのかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、こどもたちの声や反応を踏まえつつ、取組を進めていただきたい。また、こどもの意見をどの程度反映すべきなのかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられます。

Q こどもの意見はどのような手法で聴けばよいのか。

A 以下を想定

- ・インターネットを使ったアンケートを実施すること
- ・行政の職員が直接会って、意見を聴くこと
- ・審議会などへのこどもや若者の参画
- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施
(地方自治体が計画や規則などを決めるときに、広く意見を募集すること)

● 委員の皆様にお伺いしたいこと

→ こどもの意見を伺う手法として、どのような手法が考えられるか？